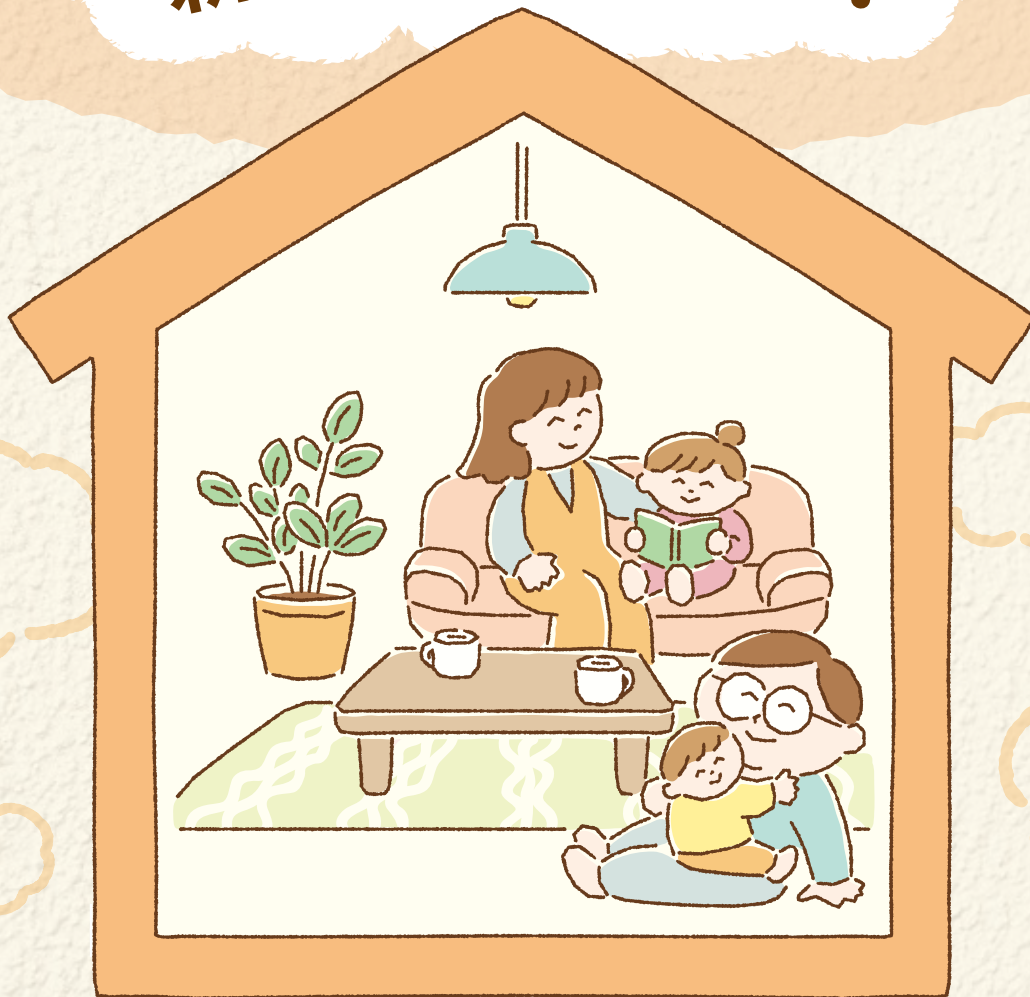


令和7年度

札幌版次世代住宅 補助制度

最大
220万円
補助！

高断熱・高気密住宅の
新築費用を補助！！



札幌版次世代住宅の
等級と補助金額 / プラチナ…**220万円** / ゴールド…**180万円**

お問い合わせ、
申請の提出先は
こちら

札幌市 都市局 市街地整備部 住宅課

〒060-8611 札幌市中央区北1条西2丁目 (TEL: 011-211-2807)

<https://www.city.sapporo.jp/toshi/jutaku/10shien/zisedai/zisedaihojo.html>



01 札幌版次世代住宅とは？

■ 札幌版次世代住宅とは

札幌市は、世界に誇れる環境都市として、2050年に温室効果ガスを実質ゼロにする「ゼロカーボンシティ」を目指しています。「ゼロカーボンシティ」の実現に向け、市内の住宅から排出される二酸化炭素の削減を図るため、札幌市独自の住宅性能基準である「**札幌版次世代住宅基準**」を定めており、この基準を満たす住宅として、札幌市が認定したものを「札幌版次世代住宅」と言います。

■ 断熱等基準とサステイナブル要件

「札幌版次世代住宅基準」は、**断熱等基準**として、外皮平均熱貫流率(U_A 値)、一次エネルギー消費量、相当隙間面積(C 値)という3つの指標に基づき、4段階の等級を設定しています。また、**サステイナブル要件**として、太陽光発電設備の設置、蓄電設備の設置を定めています。

■ 札幌版次世代住宅の認定

札幌市内の戸建住宅や共同住宅^{※1}を対象に、札幌市が「札幌版次世代住宅」として認定する制度を実施しています。

認定を受けるためには、上記の「断熱等基準」と「サステイナブル要件」のいずれも満たす必要があります。

【札幌版次世代住宅基準】

断熱等基準			
等 級	外皮平均熱貫流率(U _A 値) [W/m ² ・K]	一次エネルギー消費量 BEI※ ²	相当隙間面積(C値) [cm ² /m ²]
プラチナ	0.18 以下	60%以下	新築：0.5 以下 改修：1.0 以下
ゴールド	0.20 以下 (等級7※ ³)	80%以下 (等級 6 又は誘導基準※ ³)	
シルバー	0.28 以下 (等級6※ ³)		
ブロンズ	0.40 以下 (等級 5 又は誘導基準※ ³)		

サステイナブル要件	
太陽光発電設備	・ 合計出力が 1.5kW 以上 ・ 蓄電設備（蓄電池又は電気自動車）と接続すること。 電気自動車と接続する場合には、電気自動車と住宅との間で相互に電力を供給できる V2H 充電設備があること。
蓄電設備	・ 蓄電容量が 2.0kWh 以上 ・ 太陽光発電設備と接続し、太陽光発電が発電する電力を充放電できるリチウムイオン蓄電池（バインド電池を含む）を使用したもの。 ・ 蓄電池の電気を住宅のコンセントから使用できる設備を設けること。

「札幌版次世代住宅基準」の詳細は、下記の札幌市のホームページをご覧ください。

<https://www.city.sapporo.jp/toshi/jutaku/10shien/zisedai/zisedai.html>



※1 共同住宅は、住棟単位で認定されます。

※2 **BEI**とは、設計一次エネルギー消費量の基準一次エネルギー消費量からの削減率をいい、次の式により算出する数値です。
設計一次エネルギー消費量／基準一次エネルギー消費量×100
一次エネルギー消費量を計算する際は、その他一次エネルギー消費量を減じ、太陽光発電による発電分は含みません。（コージェネレーション設備は含みます。）

※3 断熱等基準における**等級**は、住宅の品質確保の促進等に関する法律第3条の2第1項の「評価方法基準」に定める等級、**誘導基準**は、建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令第10条第2号に定める基準を指します。

02 札幌版次世代住宅補助制度について

建築費用 に対する補助制度です。

■ 補助対象の住宅

1. 札幌市内に新築する一戸建ての住宅※¹（住宅以外の用途を設ける場合は、住宅部分の面積が延べ面積の過半を占めているものに限る。）で、令和7年（2025年）4月以降に工事が完了※²しているもの。
2. 断熱等基準の等級がゴールド以上の札幌版次世代住宅（札幌版次世代住宅適合証明書※³を取得していること。）

※¹ 建売住宅は対象外

※² 建築基準法に規定する検査済証の交付年月日を完了日とします。

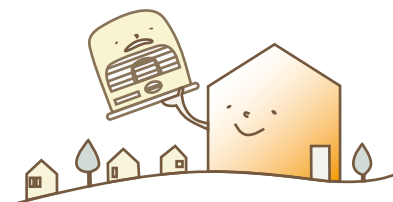
※³ 断熱等基準とサステナブル要件を満たしたものとして、適合審査機関が発行するもの（P5参照）

■ 申請者の要件

1. 自ら居住するために、補助対象の住宅を札幌市内に新築する建築主の方
 2. 個人住民税を滞納していない方
 3. 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員でない者
- ※補助制度利用者は、補助金の交付を受けた年度の翌年度から起算して3年間、札幌版次世代住宅の制度改善のため、調査にご協力いただきます。
- ※建築主が複数名いる場合は、複数名で申請することができます。

■ 補助金額

対象となる札幌版次世代住宅の等級	補助金額
プラチナ	220万円
ゴールド	180万円



※シルバー、ブロンズは補助金の対象となりません。

■ 手続きに関する 4 ステップ

- ① 登録申請をして登録決定を受ける。…………… P.3~4
※登録申請額が予定額※¹を超えた場合は抽選を行います。
※¹ 予定額とは、札幌市が各登録受付回ごとに定めた金額です。詳しくはホームページをご覧ください。
- ② 住宅の省エネ性能を証明する対象住宅証明書を取得する。…………… P.5~6
※取得には専門的な知識が必要です。なるべく早い段階で、設計者や施工者にご相談ください。
- ③ 札幌版次世代住宅適合証明書を取得する。…………… P.5~6
※交付申請受付期間までに取得してください。
- ④ 札幌版次世代住宅補助金の交付申請をする。…………… P.3~4
※交付申請受付期間内に札幌市へ、原則、郵送にて提出してください。

詳しくは次ページへ！ →

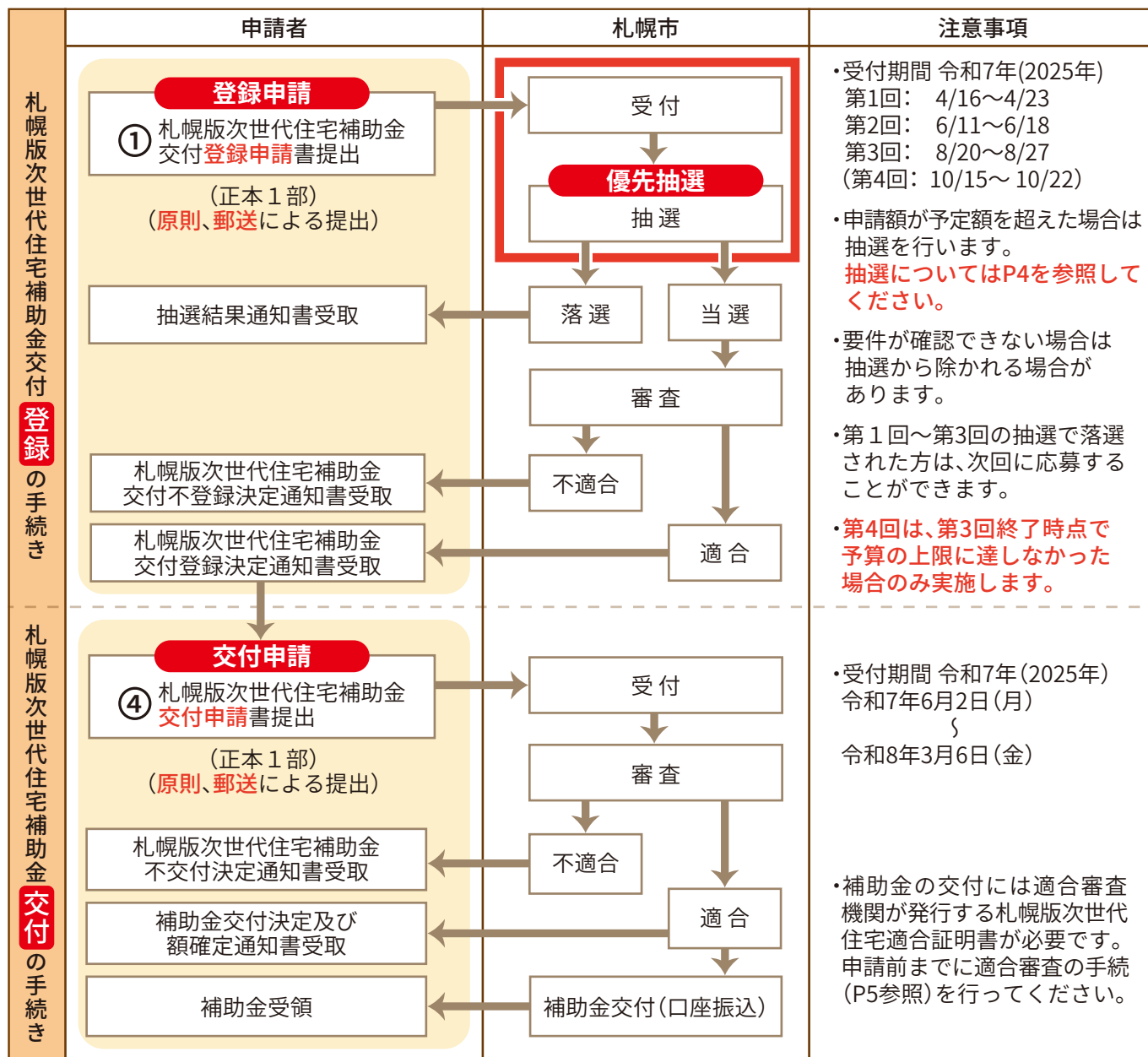
■ 他の補助金との併用に関する注意事項

国などが実施している他の補助金（住宅本体の新築工事に係るもの）との併用はできません（例：子育てグリーン住宅支援事業、給湯省エネ2025事業など）。ただし、太陽光発電設備や蓄電設備など、別の補助金を併用できる場合もあります。詳しくは、札幌市 住宅課（211-2807）までお問い合わせください。

03 札幌版次世代住宅補助金交付の手続きについて

初めに①登録申請を行い、登録決定を受ける必要があります。

最後に④補助金の交付申請を行います。そのためには②対象住宅証明書の取得(P5参照)、③札幌版次世代住宅適合証明書の取得(P5参照)を行う必要があります。



「札幌版次世代住宅補助制度」の詳細は下記の札幌市のホームページをご覧ください。

<https://www.city.sapporo.jp/toshi/jutaku/10shien/zisedai/zisedaihojo.html>



■ 補欠登録について

最終回(申請額が総予算額に達した第3回または第4回の受付回)の募集で、その回の予定額を超える募集があり、抽選となった場合は、その**落選者を補欠登録します**。

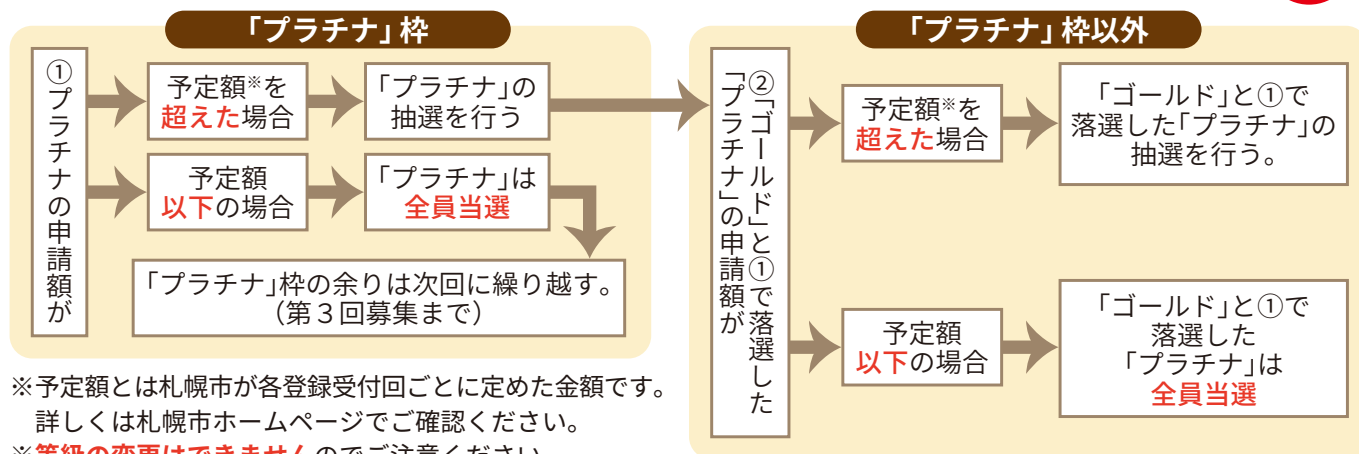
最終回の抽選の日から令和8年1月30日(金)までに、辞退者が出た場合、補欠登録者を**上位等級から順に抽選**を行い、繰り上げ当選といたします。

■ 等級の変更に関する注意事項

補助金交付登録決定後、等級の変更はできません。等級を変更すると、補助を受けることができませんので、ご注意ください。

「プラチナ」枠を設定し優先抽選を行います。

優先
抽選



札幌版次世代住宅補助金交付登録申請の手続き

登録
申請

回数	登録受付時間	抽選日
第1回	4月16日(水)～4月23日(水)	5月8日(木)
第2回	6月11日(水)～6月18日(水)	6月25日(水)
第3回	8月20日(水)～8月27日(水)	9月3日(水)
(第4回)	(10月15日(水)～10月22日(水))	(10月29日(水))

※最終日必着
※期間外の申請は
返送いたします。

※応募額が予定額を超えた場合、抽選を行います。詳しくは上記をご参照ください。
※抽選等の結果についてはホームページで公開いたします。

提出書類一覧（正本1部）原則、郵送にて提出	補助様式
☐ 札幌版次世代住宅補助金交付登録申請書(P10～P11に添付)	要綱様式1
☐ 本人確認書類の写し(運転免許証など)	

札幌版次世代住宅補助金交付申請の手続き

交付
申請

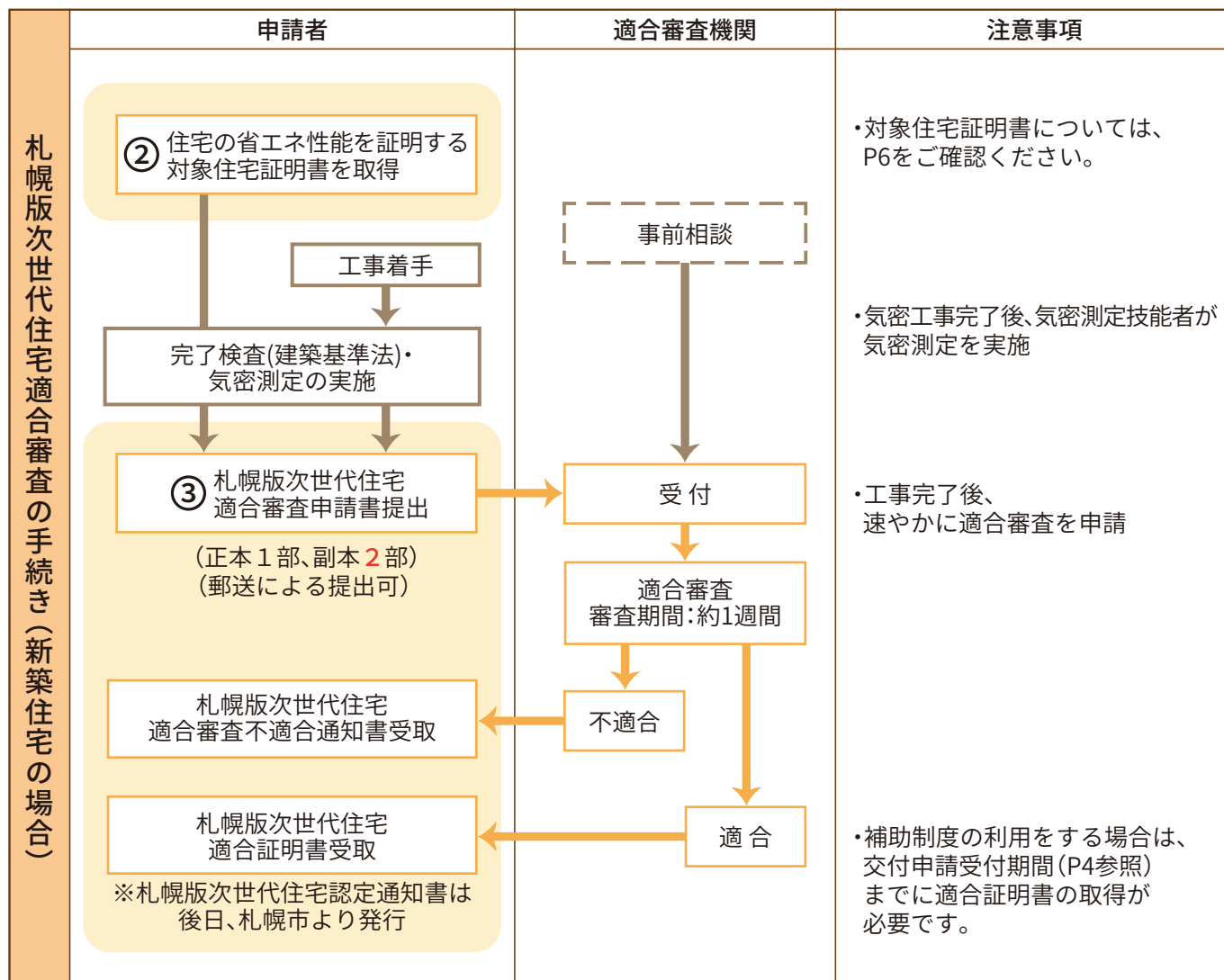
交付申請受付時間	※2月後半から3月は申請が殺到することが想定 されますので、早めの提出をお願いいたします。
令和7年6月2日(月)～令和8年3月6日(金)	

提出書類一覧（正本1部）原則、郵送にて提出	補助様式
☐ 札幌版次世代住宅補助金交付申請書	要綱様式10
☐ 札幌版次世代住宅適合証明書の写し	
☐ 工事請負契約書の写し	
☐ 建築基準法に規定する検査済証の写し	
☐ 口座振込申出書又は通帳等の写し (金融機関名・店名・口座番号・口座名義(氏名カナ)が確認できる箇所)	
☐ 住民票(個人票):現住所が補助対象住宅の所在地となっているもの ※発行3か月以内のものでマイナンバーが記載されていないもの	

04 札幌版次世代住宅適合審査の手続きについて

札幌版次世代住宅として認定を受けるためには、②対象住宅証明書を取得し、③札幌版次世代住宅の適合審査機関の審査を受け、適合証明書を取得する必要があります。

当該適合審査機関では、②対象住宅証明書の取得と③適合審査の両方の手続きが出来ます。



札幌版次世代住宅の適合審査機関

一般財団法人北海道建築指導センター

〒060-0003 札幌市中央区北3条西3丁目1番地 札幌北三条ビル8階
TEL 011-241-1893

株式会社サッコウケン

〒060-0051 札幌市中央区南1条東2丁目6番地 大通バスセンタービル2号館9階
TEL 011-887-6585

ビューローベリタスジャパン株式会社

〒060-0002 札幌市中央区北2条西1丁目1番地 マルイト札幌ビル4階

※書類の提出は上記へ、問い合わせについては東京新宿事務所(TEL03-5325-1236)まで

※適合審査機関は、追加や休止などで変更になる場合があります。最新の情報等については、下記の札幌版次世代住宅適合審査のホームページを確認してください。

<https://www.city.sapporo.jp/toshi/jutaku/10shien/zisedai/zisedaitekigou.html>



② 住宅の省エネ性能を証明する対象住宅証明書の取得

全国の登録住宅性能評価機関が発行する評価書または札幌市が発行する認定通知書のいずれかの対象住宅証明書(下記ア・イ・ウ・エ・オ)の取得が必要です。

対象住宅証明書の詳細については、5ページの適合審査機関にお問合せください。

等級	対象住宅証明書の種類(有効:○ 条件付きで有効:△)				
	ア BELS 評価書※3	イ 住宅性能評価書 (設計又は建設)	ウ 長期優良住宅 認定通知書	エ 低炭素建築物 認定通知書	オ 性能向上計画 認定通知書
プラチナ	○	△※1※2	△※1※2	△※1※2	△※1※2
ゴールド	○	○	△※1	△※1	△※1
シルバー	○	○	△※1	△※1	△※1
ブロンズ	○	○	○	○	○

※1 外皮平均熱貫流率及び平均日射熱取得率を確認できる計算書で評価又は認定を受け、計算書を添付すること

※2 一次エネルギー消費量を確認できる計算書で評価又は認定を受け、計算書を添付すること

※3 評価書に外皮性能のUA値、再生可能エネルギーを除いた設計一次エネルギー消費量の基準一次エネルギー消費量からの削減率を表示すること

③ 適合証明書の取得

工事完了後、速やかに下記書類を札幌版次世代住宅の適合審査機関へ提出してください。
適合審査機関が札幌版次世代住宅基準について審査し、適合証明書を交付します。

提出書類一覧(正本1部・副本2部)持参又は郵送にて提出		認定様式
☐	札幌版次世代住宅認定申請書	要綱様式1
☐	札幌版次世代住宅適合審査申請書	要綱様式3
☐	住宅の省エネ性能を証明する対象住宅証明書の写し	
☐	工事完了報告書	要綱様式4
☐	建築基準法施行規則第17条の15に規定する工事監理報告書の写し	
☐	対象住宅証明書に添付した下記書類すべて ☐ 設計図書(配置図・平面図・立面図・矩計図) ☐ 仕様書(断熱材・設備機器等) ☐ 外皮平均熱貫流率及び平均日射熱取得率を確認できる書類 ☐ 一次エネルギー消費量を確認できる書類	
☐	気密性能試験報告書	
☐	太陽電池モジュールの出力と蓄電池の容量が分かる書類(製品証明書等)	P.7 Q&Aの3 参照
☐	蓄電池の電気を住宅内に供給していることが分かる書類(電気配線図等)	
☐	工事記録書:実際に施工したことを証明するもの ☐ 建物の外観写真(2面) ☐ 太陽光発電設備(設置範囲の全景)及び蓄電池の写真	P.7 Q&Aの2 参照

※令和7年度の適合審査の受付は、5ページの適合審査機関にお問合せ下さい。

札幌版次世代住宅の認定

札幌版次世代住宅適合証明書が発行された住宅に対し、後日、札幌市より札幌版次世代住宅認定通知書を交付します。

■ 1. 札幌版次世代住宅適合審査の手続きに関するQ&A

Q.1 適合審査の手続きを設計者等が代行することはできますか？

A.1 代行できます。適合審査の手続きを設計者等が代行で行う場合は、申請先の適合審査機関に委任状にて届け出てください。その場合、原則として、手続代行者に連絡します。
また、補助金の手続きについても設計者等が代行で行うことができます。代行で行う場合は、札幌市へ届け出てください。

Q.2 全ての設備機器に関して、工事写真の提出が必要ですか？

A.2 太陽光発電、蓄電設備の設備機器の全体が確認できる写真のみ提出してください。
また、太陽電池モジュールの出力、蓄電設備の容量がわかる製品証明書等を提出してください。
太陽光発電設備と蓄電設備の写真は、下記のとおりです。

● 太陽光発電

- ・太陽光パネルの枚数が全て確認できる写真
(複数枚に分けて撮影する場合は繋がりがわかるように撮影してください。)
- ・パワーコンディショナーの機器本体の写真
- ・パワーコンディショナーの型式や製造番号など記載されている銘板の写真

● 蓄電設備

- ・設置された蓄電池の本体の写真
- ・設置された蓄電池の型式や製造番号など記載されている銘板
- ・電気自動車(EV)の場合にはEVの車検証の写真及びV2H(ヴィークル・トゥ・ホーム)本体の写真

Q.3 製品証明書等にはどんな記載が必要ですか？

A.3 製品証明書等には以下の項目がわかるものを提出してください。

- ・販売・設置者名
- ・工事場所(地番まで)
- ・建築主の氏名(フルネーム)
- ・製品情報(太陽電池モジュールの出力、蓄電設備の容量が明記されていること)

Q.4 リース契約やPPA(Power Purchase Agreement:電力購入契約)を利用して、太陽光発電や蓄電設備を導入してもよいですか？

A.4 よいです。

Q.5 蓄電設備は、ポータブル蓄電池でもよいですか？

A.5 よいです。ポータブル蓄電池の場合、住宅のコンセントから使えるよう配線工事をしてください。

Q.6 蓄電池は、災害時用などの非常用のみに使用するものを設置しても、適合証を受けることはできますか？

A.6 **できません**。蓄電池に蓄電された電気を住宅内で有効に消費するため、蓄電池を住宅の設備として、コンセントから使えるように配線することを要件にしています。そのため、蓄電池から、**日常的に使用するコンセントまでの電気配線工事**をしてください。

Q.7 太陽光発電のパネルの設置方法(屋根面・壁面など)に制限はありますか？

A.7 設置の制限はありません。ただし、**設置方法によっては製造メーカーの保証が受けられない場合がありますので、工事施工業者等に確認してください。**

■ 2. 札幌版次世代住宅補助金交付登録の手続きに関するQ&A

Q.8 登録申請をしないと適合審査や工事は開始できないのでしょうか？

A.8 適合審査や工事開始後に登録申請をすることは可能です。
ただし、登録申請の応募が多数の時には抽選となり、落選する可能性もありますので、ご承知おきください。

Q.9 登録申請をせずに、交付申請することはできますか？

A.9 できません。補助金の交付を受ける方は必ず、第1回～第4回のいずれかの回で申請してください。

Q.10 登録申請をして当選しましたが、交付申請までの間に、等級をプラチナからゴールドへ変更しました。補助金の対象になりますか？

A.10 **対象になりません。**登録決定後、等級を変更すると、補助を受けることができませんので、ご注意ください。

Q.11 登録申請から交付申請までの間に、変更が生じたり、取り止めたい時はどうすればいいですか？

A.11 札幌市のホームページから各種申請書をダウンロードして、提出をお願いします。

● 住所の変更時	⇒変更申請書(要綱様式5)
● 補助金交付登録申請や補助金交付申請を取り下げたい場合	⇒取下届(要綱様式7)
● 決定通知が届いた後に辞退される場合	⇒辞退届(要綱様式8)

Q.12 登録申請をしましたが、抽選で落選となりました。次回の登録申請に応募はできますか？

A.12 できます。ただし、最終回で落選された方は再申請できませんが、補欠登録を受けることができます。
(最終回とは、通常は第3回のことをいいますが、第4回実施時は第4回が最終回になります。)

Q.13 本人確認書類は何を提出すればよいですか？

A.13 運転免許証、健康保険被保険者証、国民健康保険被保険者証、国民年金手帳、厚生年金手帳、マイナンバーカード(表面のみ)などです。

■ 3. 札幌版次世代住宅補助金交付の手続きに関するQ&A

Q.14 令和7年4月以降に工事が完了し、すでに居住している住宅で、これから適合審査の手続きを行った場合、札幌版次世代住宅補助金の対象になりますか？

A.14 令和7年4月以降に工事が完了している住宅で基準を満たしているものであれば対象です。
(※建売住宅は対象外)

Q.15 住宅の省エネ性能を証明する対象住宅証明書を取得し、令和7年3月に工事が完了しました。これから適合審査の手続きを行った場合、札幌版次世代住宅補助金の対象になりますか？

A.15 対象になりません。札幌版次世代住宅補助金の対象の住宅は令和7年4月以降に工事が完了したものです。ただし、補助金の対象外であっても、札幌版次世代住宅の認定を受けることは可能です。

Q.16 共同住宅や改修した住宅等は札幌版次世代住宅補助金の対象となりますか？

A.16 対象になりません。新築の戸建て住宅が対象です。(建売住宅は対象外)

Q.17 太陽光発電と蓄電設備の補助制度は併用できますか？

A.17 併用可能です。対象機器など詳しい内容は札幌市環境局環境都市推進部環境エネルギー課(011-211-2872)にお問い合わせください。

■ 補助金交付申請書の記入例

(要綱様式 1) ※消せるボールペンでの記入は不可

提出日を記入してください。

2025 年 4 月 17 日

(あて先) 札幌市長

本様式は、2025年

① 4月16日～4月23日

② 6月11日～6月18日

③ 8月20日～8月27日

(④ 10月15日～10月22日)

の補助金交付登録申請期間内に
提出してください。

申請代表者(その他の申請者がいる場合は裏面に記入)

〒 000 - ××××

住 所 札幌市中央区北 × 条西 × 丁目 × - ×

フリガナ サッポロ タロウ

氏 名 札幌 太郎

電話番号 011-123-××××

090-1234-××××

札幌版次世代住宅補助金交付登録申請書

札幌版次世代住宅補助金の交付登録を受けたいので、関係書類を添えて下記のとおり申請します。

記

1 建築場所 札幌市 中央 区 南 × 条西 × 丁目 × × 番 × ×

2 札幌版次世代住宅適合審査申請を提出した(又は予定の)適合審査機関

(いずれかに○を付けてください。)

☐	(一財)北海道建築指導センター	☒	(株)サッコウケン	☐	ビューロベリタスジャパン(株)
--------------------------	-----------------	-------------------------------------	-----------	--------------------------	-----------------

3 住宅の工事予定時期 令和 7 年 7 月 ~ 令和 7 年 12 月

4 登録申請する補助金額(いずれかに○を付けてください。)

補助金額(対象となる札幌版次世代住宅の等級)		
☐	220 万円(プラチナ)	☒
☐		180 万円(ゴールド)

5 その他の補助申請に関する申出

札幌版次世代住宅補助金交付の申請にあたり、その他の補助申請(予定を含む。)の有無について、下記のとおり申し出ます。

下記□に✓(「有」の場合は、補助事業名及び内容を記入)を入れてください。

有	無	補助事業名及び内容①	補助事業名及び内容②
☒	☐	再エネ・省エネ機器導入補助金制度	
		太陽光発電設備・蓄電設備	

6 手続きを依頼した住宅事業者(設計事務所、ハウスメーカー等)

会社名	〇〇〇〇設計株式会社	担当者名	新築 建太	電話番号	011-211-××××
-----	------------	------	-------	------	--------------

※申請内容等に確認事項が生じた場合、手続代行者へ問合せをします。

※手続代行の範囲は、札幌版次世代住宅補助金交付要綱第7条、第9条、第10条、第11条、第13条、第15条、第16条及び第17条に規定する申請及び届出とする。

7 申請にあたっては、次の事項を満たす必要があります。内容を確認の上、□に✓を入れてください。

☒	私(たち)は、個人住民税に滞納はありません。
☒	私(たち)は、暴力団員(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第6号に規定する暴力団員(以下同じ。))又は暴力団関係者(暴力団員が実質的に経営を支配する事業者その他同条第2号に規定する暴力団又は暴力団員と密接な関係を有する事業者をいう。)に該当しない者であるとともに、今後、これらの者とならないことを誓約します。誓約に反することが明らかになった場合は、申請を却下されても異存ありません。また、上記の内容を確認するため、札幌市が他の官公署に照会を行うことについて承諾します。

8 その他確認事項(下記確認の上、承諾する場合には□に✓を入れてください)

☒	申請書と添付書類との相違や誤記等があった場合、軽微な修正を行うことを承諾します。
-------------------------------------	--

(要綱様式1)

年 月 日

(あて先) 札幌市長

申請代表者(その他の申請者がいる場合は裏面に記入)

〒

住 所

フリガナ

氏 名

電話番号

札幌版次世代住宅補助金交付登録申請書

札幌版次世代住宅補助金の交付登録を受けたいので、関係書類を添えて下記のとおり申請します。

記

1 建築場所

札幌市	区
-----	---

2 札幌版次世代住宅適合審査申請を提出した(又は予定の)適合審査機関

(いずれかに○を付けてください。)

☐	(一財)北海道建築指導センター	☐	(株)サッコウケン	☐	ビューロベリタスジャパン(株)
--------------------------	-----------------	--------------------------	-----------	--------------------------	-----------------

3 住宅の工事予定時期 令和 年 月 ~ 令和 年 月

4 登録申請する補助金額(いずれかに○を付けてください。)

補助金額(対象となる札幌版次世代住宅の等級)	
☐	220 万円(プラチナ)
☐	180 万円(ゴールド)

5 その他の補助申請に関する申出

札幌版次世代住宅補助金交付の申請にあたり、その他の補助申請(予定を含む。)の有無について、下記のとおり申し出ます。

下記□に✓(「有」の場合は、補助事業名及び内容を記入)を入れてください。

有	無	補助事業名及び内容①	補助事業名及び内容②
☐	☐		

6 手続きを依頼した住宅事業者(設計事務所、ハウスメーカー等)

会社名		担当者名		電話番号	
-----	--	------	--	------	--

※申請内容等に確認事項が生じた場合、手続代行者へ問合せをします。

※手続代行の範囲は、札幌版次世代住宅補助金交付要綱第7条、第9条、第10条、第11条、第13条、第15条、第16条及び第17条に規定する申請及び届出とする。

7 申請にあたっては、次の事項を満たす必要があります。内容を確認の上、□に✓を入れてください。

☐	私(たち)は、個人住民税に滞納はありません。
☐	私(たち)は、暴力団員(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第6号に規定する暴力団員(以下同じ。))又は暴力団関係者(暴力団員が実質的に経営を支配する事業者その他同条第2号に規定する暴力団又は暴力団員と密接な関係を有する事業者をいう。)に該当しない者であるとともに、今後、これらの者とならないことを誓約します。誓約に反することが明らかになった場合は、申請を却下されても異存ありません。また、上記の内容を確認するため、札幌市が他の官公署に照会を行うことについて承諾します。

8 その他確認事項(下記確認の上、承諾する場合には□に✓を入れてください)

☐	申請書と添付書類との相違や誤記等があった場合、軽微な修正を行うことを承諾します。
--------------------------	--

9 その他の申請者

(1) 申請者 2

住 所
フリガナ
氏 名
電話番号

(2) 申請者 3

住 所
フリガナ
氏 名
電話番号

(3) 申請者 4

住 所
フリガナ
氏 名
電話番号

(4) 申請者 5

住 所
フリガナ
氏 名
電話番号

他の補助制度について

札幌市では、札幌版次世代住宅補助制度のほかにも住宅に関する補助制度を行っております。太陽光発電及び蓄電設備については「再エネ省エネ機器導入補助金制度」が併用可能です。住宅を改修する場合は「札幌市住宅エコリフォーム補助制度」をご活用ください。

再エネ省エネ機器導入補助金制度

◎ 札幌版次世代住宅補助制度と併せて、さらなる省エネを！

再生可能エネルギー機器や省エネルギー機器を導入する市民の方に導入費用の一部を補助します。

◎ 補助対象機器

電気の自給自足をお考えの方

太陽光発電

定置用蓄電池

給湯器の更新をお考えの方

エネファーム（家庭用燃料電池）

暖房器の更新をお考えの方

ペレットストーブ

冷暖房設備の更新をお考えの方

地中熱ヒートポンプ

お問い合わせ先：札幌市環境局環境都市推進部環境エネルギー課 Tel：011-211-2872
詳細は下記ホームページをご覧ください。
(<https://www.city.sapporo.jp/kankyo/energy/hojo/kiki.html>)



札幌市住宅エコリフォーム補助制度

◎ 省エネ改修・バリアフリー改修費用の一部を補助！

補助対象工事

- ①浴槽の改良 ②便所の改良 ③全熱交換器の設置 ④階段の改良 ⑤段差の解消
⑥廊下の拡幅 ⑦手すりの新設 ⑧出入口の戸の改良 ⑨玄関前スロープの設置
⑩窓の断熱改修 ⑪床、屋根又は天井、外壁全体の断熱改修

お問い合わせ先：札幌市都市局市街地整備部住宅課 Tel：011-211-2807
詳細は下記ホームページをご覧ください。
(<https://www.city.sapporo.jp/toshi/jutaku/03reform/eco/eco.html>)



「日本エコハウス大賞」札幌版次世代住宅賞について

建築雑誌の「建築知識ビルダーズ」が主催する「第9回日本エコハウス大賞」にて、札幌版次世代住宅賞を創設いたします。受賞作品は、札幌市ホームページで公表するほか、雑誌掲載など、札幌版次世代住宅のPRのために活用させていただきます。賞については「日本エコハウス大賞2025」のwebサイトをご覧ください。

札幌版次世代住宅補助制度の申請に必要な様式等

申請に必要な様式等は、札幌市ホームページからダウンロードできます。
※検索のときは□で囲われたキーワードで検索してください。

・札幌版次世代住宅申請書様式等のホームページ

(<https://www.city.sapporo.jp/toshi/jutaku/10shien/zisedai/zisedaiyoshiki.html>)



《独立行政法人 住宅金融支援機構からのお知らせ》

■【フラット35】S等の適用について <ずっと安心、全期間固定金利の住宅ローン>

札幌版次世代住宅補助制度をご利用の方は、札幌市からの補助金と併せて【フラット35】地域連携型および【フラット35】S(ZEH)のご利用が可能となり、組み合わせることで当初5年間最大年1.0%の金利引下げが適用されます。【フラット35】子育てプラスとの併用により、さらに引下げが可能です。

札幌版次世代住宅補助制度
新築住宅の等級



【フラット35】S等
金利引下げ期間及び引下げ幅

プラチナ

ゴールド



【フラット35】地域連携型

【フラット35】S(ZEH) 【4ポイント】

当初5年間 年▲1.0%

シルバー※

ブロンズ※



【フラット35】S(ZEH)

当初5年間 年▲0.75%

※補助制度の適用はありませんが、認定を受けることで、
【フラット35】S(ZEH)のご利用が可能です。

【フラット35】は
合計ポイントPに応じて
金利を引下げ！



▽補助金利用で取得可能なポイント

金利引下げメニュー	ポイント
【フラット35】地域連携型 (地域活性化)	1ポイント P
【フラット35】S(ZEH)	3ポイント P P P

プラチナ、ゴールドのご利用で4ポイント以上の取得が可能！



1ポイント	2ポイント	3ポイント	4ポイント
当初5年間 6～10年目 年▲0.25%	当初5年間 6～10年目 年▲0.50%	当初5年間 6～10年目 年▲0.75%	当初5年間 6～10年目 年▲1.00%
5ポイント	6ポイント	7ポイント	8ポイント
当初5年間 6～10年目 年▲1.00% 年▲0.25%	当初5年間 6～10年目 年▲1.00% 年▲0.50%	当初5年間 6～10年目 年▲1.00% 年▲0.75%	当初5年間 6～10年目 年▲1.00%

▷【フラット35】子育てプラスのご利用でポイントがさらに加算されます！

ケース
スタディ

子ども3人のご家族で

【フラット35】地域連携型(地域活性化)が利用できる
エリアにZEHかつ長期優良住宅を取得する場合

- 【フラット35】子育てプラスで3ポイント P P P
 - 【フラット35】S(ZEH)で3ポイント P P P
 - 【フラット35】維持保全型で1ポイント P
 - 【フラット35】地域連携型(地域活性化)で1ポイント P
- = 合計 8ポイント P P P P P P P P

	当初5年間	6～10年目
0.25%	1P	5P
0.50%	2P	6P
0.75%	3P	7P
1.00%	4P	8P

【フラット35】の借入金利から
当初10年間
年1.00%引下げ

【フラット35】子育て
プラスは、子ども
の人数等に応じてポ
イントが加算され、
他の金利引下げメ
ニューとも併用でき
ます。
詳しくはこちら↓↓



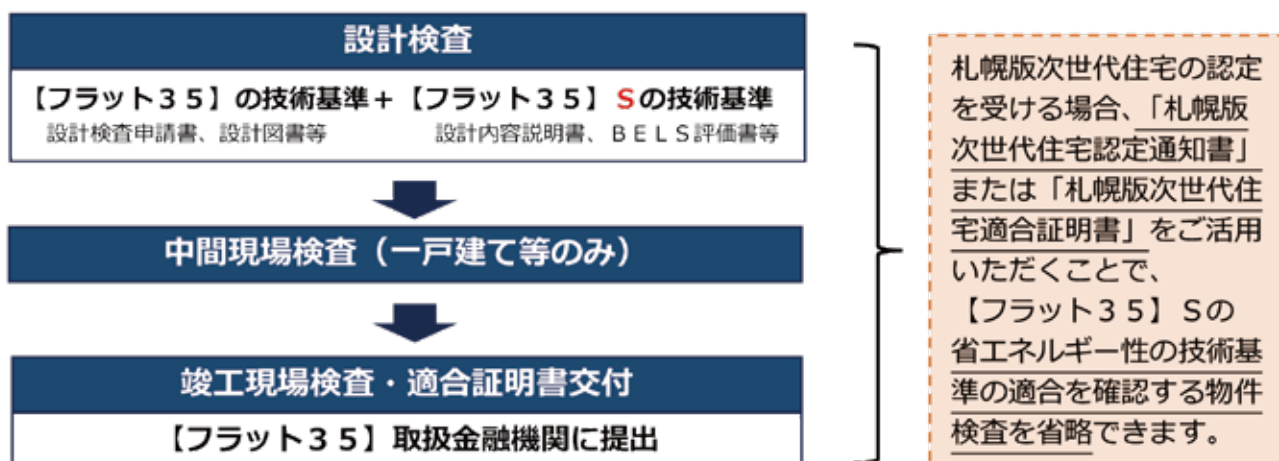
＜ご注意事項＞

- (1) 【フラット35】の詳しい内容、金利引下げメニューの組合せパターン等についてはフラット35サイトをご確認ください。
- (2) 【フラット35】子育てプラスは、子育て世帯または若年夫婦世帯に対してこどもの人数等に応じて金利引下げポイントが加算されます。
- (3) 【フラット35】子育てプラスを利用する場合、ポイント数の上限はありません。子育てプラスをご利用しない場合は4ポイントが上限です。
- (4) 【フラット35】S、子育てプラス等の金利引下げメニューには予算金額があり、予算金額に達する見込みとなった場合は、受付を終了させていただきます。受付終了日は、終了する約3週間前までにフラット35サイトでお知らせします。
- (5) 【フラット35】S等で金利の引下げの適用を希望される場合、一定の基準を満たす必要があります。詳細はフラット35サイトでご確認ください。
- (6) 【フラット35】地域連携型をご利用の場合、地方公共団体から【フラット35】地域連携型 利用対象証明書の交付を受ける必要があります。

■【フラット35】S 物件検査手続きの流れ

【フラット35】をご利用いただくためには、建設・購入される住宅について、住宅金融支援機構が定める技術基準に適合していることを示す「適合証明書」を取得していただく必要があります。この適合証明書は、適合証明検査機関へ物件検査の申請を行い、合格すると交付されます。

＜一般的な物件検査の流れ＞



※札幌版次世代住宅適合証明書は札幌版次世代住宅基準に適合していることを示すものであり、住宅金融支援機構が定める技術基準に適合していることを示すものではありませんのでご注意ください。

※札幌版次世代住宅認定通知書等は工事完了後に交付される書類であるため、工事完了後【フラット35】適合証明書交付前までに提出いただく必要があります。

住宅金融支援機構お客さまコールセンター

0120-0860-35（通話無料）

営業時間 9:00～17:00 土日とも営業しています（祝日、年末年始を除く。）

国際電話などで利用できない場合は、次の番号におかけください。

048-615-0420（通話料金がかかります。）



住まいのしあわせを、ともにつくる。

住宅金融支援機構

フラット35

検索

<https://www.flat35.com>



【フラット35】は第三者に賃貸する目的の物件などの投資用物件の取得資金にはご利用いただけません。機構では、申込ご本人またはご親族の方が実際にお住まいになっていることを定期的に確認しています。

■長期優良住宅の認定について

SAPPORO

「長期優良住宅」（左ページ下段の囲み内）とは、住宅を長期にわたって良好な状態で使用するため、省エネルギー性のほか、構造躯体の劣化対策、耐震性などについて、一定の性能を有する住宅について、所管行政庁（札幌市内においては札幌市長）が認定した住宅（※1）です。

省エネルギー性の基準の計算方法は、札幌版次世代住宅と長期優良住宅で共通しているので、作成した計算書を相互に活用することができます。（本パンフレットの6ページを合わせてご確認ください）また、**所得税（住宅ローン減税）の控除対象限度額の引上げや登録免許税の税率引下げ、不動産取得税の控除額の増額、固定資産税の減税期間の延長などのメリット（※2）**もあります。

ぜひ、札幌版次世代住宅補助制度及び【フラット35】の利用と合わせて、「長期優良住宅」の認定取得をご検討ください。

※1 詳しくは、札幌市公式ホームページから、「長期優良住宅」のページをご確認ください。

※2 詳しくは、それぞれの制度のウェブサイトなどでご確認ください

SAPP_RO